

令和 6 年度第 20 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 7 年 1 月 21 日

担当部・課：保健福祉部介護福祉課〔内線 2444〕

① 件 名
地域包括支援センターにおける職員配置基準の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 国において、全国的に地域包括支援センターの人材確保が困難となっている現状を踏まえ、各センターへの保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずるものを含む。以下、「3 職種」という。）の配置を原則としつつ、支援の質が担保されるよう留意した上で、柔軟な職員配置を可能とする介護保険法施行規則等の改正が行われた。 【目的】 介護保険法施行規則等の改正に伴い、地域包括支援センターにおける人員等に関する基準を定める条例の一部を改正するもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号） 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 石巻市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画 第 4 章 施策の展開 基本方針 5 支え合いと連携の充実 第 1 節 地域で支え合う体制の整備
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 6 年 3 月 介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布（令和 6 年 4 月 1 日施行）
⑤ 主な内容
以下のとおり条例を改正する。ただし、いずれも介護保険運営審議会が必要と認める場合に限る。 1 非常勤職員の常勤換算 第 1 号被保険者の数に応じて、又はセンターの運営の状況を勘案して、常勤換算方法（※）による員数換算を可能とする。 <常勤換算方法> 非常勤職員の勤務時間合計÷常勤職員の勤務時間＝常勤換算人数 ※勤務延時間数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより職員数に換算する方法 2 複数拠点の合算による柔軟な職員配置 複数のセンターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数が概ね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに、センターに配置すべき 3 職種の常勤職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該一のセンターがそれぞれ 3 職種の配置基準を満たすものとする。 ただし、質の担保の観点から、当該一センターは、3 職種のうちいずれか 2 以上の常勤職員を配置する必要がある。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 柔軟な職員配置が可能となり適正な人員配置が図られる。
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
県内市町村においても同様の改正を行う。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和 7 年 2 月 市議会第 1 回定例会に「石巻市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例」の一部改正について提案（公布の日から施行）
⑨ その他
介護保険法施行規則等の改正に伴う市町村の条例改正については、事務負担に配慮し 1 年の猶予期間が設けられていたため、今般改正するもの。